令和８年度岩手県小口事業資金貸付要綱

第１　目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、無担保の小口事業資金を融資することにより、県内中小企業の振興を図ることを目的とする。

第２　普通小口資金

１　取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

２　貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者とする。

３　貸付の条件

貸付の条件は、次のとおりとする。

（１）　資金の使途

運転資金及び設備資金とする。

（２）　貸付限度額

１企業につき2,000万円以内とする。

（３）　貸付期間

設備資金　７年以内とする。ただし、１年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金　５年以内とする。ただし、１年以内の据置期間をおくことができる。

（４）　貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間　３年以内　　年2.85％以内

貸付期間　３年超７年以内　年3.05％以内

（５）　保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、不要とする。

（６）　信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア　直近決算における貸借対照表を作成している場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD評点 区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

（注）CRD評点：一般社団法人CRD協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

イ　直近決算における貸借対照表を作成していない場合は、年0.95％とする。

ウ　会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、ア及びイに掲げる保証料率から年0.1％を減じた率とする。

（７）　償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

（８）　その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

4　申込手続

（1）　申込み

貸付を受けようとする者は、商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に、借入あっ旋の申込みをするものとする。

（2）　あっ旋

商工会議所等は、貸付対象者から融資のあっ旋申込みを受けたときは、必要な調査又は指導を行い、取扱金融機関へ融資のあっ旋を行うものとする。

5　貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者及び商工会議所等に通知するものとする。

6　貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

7　緊急な資金の貸付

（1）　特に急を要する資金については、第２の４の規定にかかわらず、直接取扱金融機関に対し借入を申し込むことができるものとする。

（2）　前号の申込みにより貸付を実行した取扱金融機関は、直ちに商工会議所等に報告するものとする。

第３　小規模小口資金

1　取扱金融機関

普通小口資金の場合と同一とする。

2　貸付対象者

県内に事業所を有する小規模企業者（信用保険法第２条第３項に規定する者をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

（1）　常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については５人。ただし、宿泊業及び娯楽業にあっては20人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「信用保険法施行令」という。）第１条第１項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

（2）　事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の３分の２以上が特定事業を行う者であるもの

（3）　特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの

（4）　特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

（5）　医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

3　貸付の条件

貸付の条件は、次のとおりとする。

（1）　資金の使途

運転資金及び設備資金とする。

（2）　貸付限度額

１企業につき、2,000万円以内とする。

ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。

（3）　貸付期間

設備資金　７年以内とする。ただし、１年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金　５年以内とする。ただし、１年以内の据置期間をおくことができる。

（４）　貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間　３年以内　　年2.60％以内

貸付期間　３年超７年以内　年2.80％以内

（５）　保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、不要とする。

（６）　信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証（国の全国統一保証制度「小口零細企業保証制度」）を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア　直近決算における貸借対照表を作成している場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD評点 区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

（注）CRD評点：一般社団法人CRD協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

イ　直近決算における貸借対照表を作成していない場合は、年0.95％とする。

ウ　信用保険法第２条第５項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、年0.7％とする。

なお、この他特別な保証制度等を利用する場合は、岩手県信用保証協会が別に定める保証料率とする。

エ　信用保険法第２条第６項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は、年0.6％とする。

オ　会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、アからウまでに掲げる保証料率から年0.1％を減じた率とする。

カ　岩手県信用保証協会が別に定める方法により商工会議所等又は岩手県中小企業団体中央会から推薦を受けた場合は、アからウまでに掲げる保証料率から年0.05％を減じた率とする。ただし、エに掲げる割引とは重複しないものとする。

（７）　償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

（８）　その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

４　申込手続及び貸付決定等

普通小口資金の場合と同様とする。

第４　特別小口資金

１　取扱金融機関

普通小口資金の場合と同一とする。

２　貸付対象者

県内に事業所を有する小規模企業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）　次のいずれかに該当する者であること。

ア　常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については５人。ただし、宿泊業及び娯楽業にあっては20人）以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの

イ　事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の３分の２以上が特定事業を行う者であるもの

ウ　特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの

エ　特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

オ　医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（アからエまでに掲げるものを除く。）

カ　特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については５人）以下のもの

（２）　県内において１年以上継続して同一事業を営んでいること。

（３）　源泉徴収による所得税以外の所得税（法人にあっては法人税）、事業税又は所得割（法人にあっては法人税割）のある県民税若しくは市町村民税のいずれかについて、申込日以前１か年間において納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）の到来した税額があり、かつ、当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これに係る期限が当該申込日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納していること。

（４）　岩手県信用保証協会の保証債務残高がないこと。ただし、特別小口保証がある場合は、当該保証の限度額以内において対象とする。

３　貸付の条件

（１）　資金の使途

運転資金及び設備資金とする。

（２）　貸付限度額

１企業につき2,000万円以内とする。

（３）　貸付期間

設備資金　７年以内とする。ただし、１年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金　５年以内とする。ただし、１年以内の据置期間をおくことができる。

（４）　貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間　３年以内　　年 2.65％以内とする。ただし、第４の２(１)カに該当する者は年2.85％以内とする。

貸付期間　３年超７年以内　年 2.85％以内とする。ただし、第４の２(１)カに該当する者は年3.05％以内とする。

（５）　保証人・担保

必要としない。

（６）　信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア　第４の２(１)カに該当する者　年0.6％とする。

イ　ア以外の者　年0.7％とする。ただし、会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる者の場合は、年0.6％とする。

（７）　償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

（８）　その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

4　申込手続及び貸付決定等

普通小口資金の場合と同様とする。

5　その他

本資金は、普通小口資金の範囲内で取扱うものとする。

第５　期中支援

１　貸付の決定を受けた者が、信用保険法第２条第５項第５号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が1,250万円以下であるとき、又は貸付期間が１年以内であるとき及び平成30年４月１日以降に保証申込受付したものは、この限りでない。

２　貸付の決定を受けた者が、信用保険法第２条第６項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和２年４月１日から令和３年１月31日までの期間（信用保険法第２条第６号に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が１年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、または保証期間が１年以内であるときはこの限りではない。

３　取扱金融機関が前各号に定める報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときに、その理由を記載した書面を提出するものとする。

第６　要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別表　取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、信用組合